

# 東海村は、村内での就農・農業従事者を 応援しています！



農業に携わる方が減少する中、村では新たに農業に従事する方を育成・確保するための支援を行っています。顔の見える農産物の提供と併せて、地域の環境保全など農業の持つ多面的な機能を維持しながら、女性や高齢者を含む多様な担い手を支援しており、今回は、就農までの流れや支援制度についてご紹介します。

【問い合わせ】農業支援センター(東海ファーマーズマーケット「にじのなか」内 ☎287-7867)

## 就農へのステップ

### STEP 1

就農相談  
情報収集

### 自分がやりたい農業のイメージを固めよう！

一口に「農業」といっても水稻、野菜、花卉、果樹、ほしいもなど内容はさまざまです。また、露地で作るのか、ハウスで作るのか、栽培方法や技術、販売方法など、目指す農業によってアプローチの方法も変わってきます。自分の農業ビジョンを明確にしていくために、多くの情報を集め、イメージを固めることが就農への近道です。

#### 情報収集をコツコツと ~自分に合った就農方法を見つけましょう！~

例えば…▼農業支援センターへ相談する▼「いばらき営農塾」を受講する▼周辺農家を訪問する▼新規就農者の話を聴く▼インターネットで調べる▼地域内の農家の視察

### STEP 2

進むべき方向性について決める

### 目指す農業のイメージを確立する！

#### 認定新規就農者を目指す

認定新規就農制度※1

#### 親元就農を目指す

親元就農補助制度※2

#### 家庭菜園出荷者を目指す

家庭菜園の利用

※1…これから始める農業の目標とその実現方法を具体的に記載した「青年等就農計画」を作成し、村長の認定を受けると「認定新規就農者」になります。認定新規就農者は、国・県・村の就農支援制度を活用できるメリットがあります。

※2…村内に住所を有する専業農家の親等の農業経営に参入しようとする50歳未満の方で、県立農業大学の「いばらき営農塾」を終了した方に対して月額5万円を3年間支給します。

### STEP 3

就農に向けた準備

- ▼栽培作物の検討
- ▼栽培・経営に関する技術や知識の習得
- ▼営農に必要な機械・施設・農地の確保
- ▼販売先の確保

### STEP 4

就農計画(作成→認定)

5年間の就農計画を立てます。  
→村の認定を受け、「認定新規就農者」となります。

### STEP 5

就農

### いよいよ営農開始！

計画を実現できるよう栽培技術や経営管理のレベルアップを図ります。



## 新規就農希望者のための支援制度

※◎は認定新規就農者のみ対象、○は認定新規就農者以外の新規就農者も要件を満たせば対象となるものです。

### ○青年就農給付金・準備型(国)

農業技術や経営ノウハウを習得する研修に専念する就農希望者を支援します。

**【対象】**▼就業予定時の年齢が45歳未満▼茨城県が認めた研修機関または先進農家でおおむね1年以上(1,200時間以上)研修できる▼研修先と雇用契約を締結していない▼生活保護や求職者支援制度等、生活費を支給する国のほかの制度を受給していない——を満たす方

**【給付金額】**150万円/年(2年間)

### ◎青年就農給付金・経営開始型(国)



経営リスクを負っている認定新規就農者の経営が軌道に乗るまでを支援します。

**【対象】**▼独立・自営就農時の年齢が45歳未満▼農地・機械・施設の所有権または利用権を受給対象者が有している▼農地の過半が親族からの貸借である場合は、5年間の給付期間に所有権を移転する▼本人名義で出荷・取引し、経営収支を本人名義の通帳・帳簿で管理している▼平成22年4月以降に営農を開始した——を満たす方

**【給付金額】**150万円/年(最長5年間、所得350万円で停止)※経営開始2年目以降は、前年の総所得(給付金を除く)に応じて変動します((350万円-前年の総所得)×60%=給付金年額、ただし前年所得が100万円未満の場合は150万円)。

### ◎青年等就農資金(日本政策金融公庫資金)

農業経営を開始する際に必要な機械・設備・資材の購入等に掛かる経費に利用できます。

**【対象】**認定新規就農者

**【借入れ限度額】**3,700万円(無利子) ※償還期間は12年以内、据え置き期間は5年以内となります。

### ◎新規就農者育成補助金(村補助事業)



村内外からの就農希望者を対象に、農業経営が安定するまでの一定期間、補助金を交付します。

**【対象】**村内在住で、村から「青年等就農計画」の認定を受けて5年以内の方  
**【補助金額(月額)】**※給付期間は3年間となります。

区分		補助金額(月額)	区分		補助金額(月額)
50歳未満	未婚者	10万円	50歳以上 65歳未満	未婚者	5万円
	既婚者	15万円		既婚者	7万5,000円

**【その他】**▼生産施設支援…機械・施設の購入費の2分の1以内(上限200万円)を補助します。▼農家住宅入居支援…村内で5年以上の農家住宅賃貸借契約をした場合、家賃の2分の1(上限3万円)を補助します。

### ○ファーマーズマーケット出荷推進補助事業(村補助事業)

地産地消を推進するため、ファーマーズマーケット「にじのなか」に出荷している方へ出荷手数料を補助します。

**【対象】**村内在住で、ファーマーズマーケット「にじのなか」に出荷している方

**【補助率】**委託販売収入額の13%(上限20万円)